

「相続税の概算を知りたい」
「自分の財産価額はいくらか」
「納税資金を知りたい」

このようなことでお悩みの方

「相続診断」してみませんか？

現在どのくらい財産があり、どのくらい税金がかかるのか、事前に把握することで、今後の**具体的な対策**(節税、納税資金の確保、争族対策)を検討することができます。

相続診断とは？

- ◇ 相続人の特定
- ◇ 財産の簡易評価
- ◇ 相続税の概算計算
- ◇ 問題点の指摘



※ 非上場株式の評価、相続対策実行については別途お見積り致します。

好評につき キャンペーン期間延長！

簡易相続税試算 特別価格 3万円(税込)

※特別価格のご利用期間は、平成25年7月1日～平成26年6月30日
になります。